

茨城県卓球連盟 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県卓球連盟(以下「本連盟」という。)規約第7章第20条に基づき、その榮譽を讃えるために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 この規程は、本連盟の役員、茨城県代表の監督若しくは選手あるいは茨城県の卓球競技の発展振興に貢献したもので、その功績が特に顕著なものとする。

2 原則として、茨城県予選会を経していない大会については、対象外とする。

(表彰の種類と内容)

第3条 表彰は、次の2種類とし、賞状および記念品を贈呈する。

1 功労賞

以下の功績に対して生涯1回の表彰を原則とする。

- (1) 連盟の発展に顕著な功績があった役員
- (2) 卓球競技の普及ならびに指導で顕著な功績があったもの
- (3) 別表1に定める大会において3回以上優勝した監督
- (4) 事業推進に特段の功績があったもの

2 栄光賞

以下の功績に対して年度を通し1回の表彰とする。

- (1) 日本代表選手として国際大会に出場した選手
- (2) 別表2に定める大会において優勝な成績を収めた選手
- (3) その他の大会において(2)に準ずる顕著な活躍をしたチームまたは選手

(被表彰者の推薦と決定)

第4条 被表彰者の推薦は、次のとおりとする。

1 功労賞

担当役員が書面により理事長に推薦し、常任理事会において審議し会長が決裁する。

2 栄光賞

担当役員が書面により理事長に推薦し、常任理事会において審議し会長が決裁する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、常任理事会において決定する。

(本規程の改廃)

第6条 この規程は、理事会の決議によって、改廃することができる。

附 則

1 この規程は、平成16年3月7日から実施する。

2 この規程の施行日前に表彰、手続きその他の行為は、それぞれ、この規程によりなされたものとみなす。

別表1

表彰規程第3条功労賞(3)に該当する大会

1	(公財)日本体育協会、(公財)日本卓球協会が主催または共催する大会のチーム戦において優勝した監督
2	関東卓球連盟、関東学生卓球連盟、関東高等学校体育連盟、関東中学校体育連盟等が主催または共催する大会のチーム戦において3回以上優勝した監督

別表2

表彰規程第3条栄光賞に該当する大会と成績

大会名	種目	成績	備考
全日本卓球選手権大会	団体	ベスト4以上	
	シングルス	ベスト16以上	
	ダブルス	ベスト8以上	
	混合ダブルス	ベスト8以上	
	ジュニアシングルス	ベスト8以上	
	カデットシングルス	ベスト4以上	
	ホープシングルス	ベスト4以上	
	クラブシングルス	ベスト4以上	
	バンビシングルス	ベスト4以上	
	マスターズ	準優勝以上	
国民体育大会	成年団体	ベスト4以上	
	少年団体	ベスト4以上	
全日本社会人卓球選手権大会	シングルス	ベスト4以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
全日本実業団卓球選手権大会	団体	ベスト4以上	
全日本学生選手権大会	シングルス	ベスト4以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
全日本大学対抗卓球選手権大会	団体	ベスト4以上	
全日本学生選抜卓球選手権大会	シングルス	ベスト4以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
全国高等学校卓球選手権大会	団体	ベスト4以上	
	シングルス	ベスト8以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
全国中学卓球選手権大会	団体	ベスト4以上	
	シングルス	ベスト8以上	
全国ホープズ卓球大会	団体	ベスト4以上	
全国高等学校選抜卓球大会	団体	ベスト4以上	
全国中学選抜卓球大会	団体	ベスト4以上	
全国ホープズ選抜卓球大会	団体	ベスト4以上	
全日本クラブ卓球選手権大会	団体	準優勝以上	
全国レディース卓球大会	団体	ベスト4以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
全国ラージボール卓球大会	Aクラス	優勝	
全国健康福祉祭卓球交流大会	1位グループ	ベスト4以上	
東京卓球選手権大会	一般シングルス	ベスト4以上	
	ダブルス	ベスト4以上	
	ジュニアシングルス	ベスト4以上	
	カデットシングルス	ベスト4以上	
	年齢別シングルス	準優勝以上	
関東大学卓球選手権大会	シングルス	優勝	
	ダブルス	優勝	
関東高等学校卓球大会	団体	優勝	
	シングルス	優勝	
	ダブルス	優勝	
関東中学校卓球大会	団体	優勝	
	シングルス	優勝	

※原則として、茨城県予選会を経していない大会については、表彰の対象外とする。

※上記以外の大会については、常任理事会で上記と同等以上と認めた場合に授与する。